

食品安全委員会第899回会合議事録

1. 日時 令和5年5月23日（火） 14：00～14：17

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 1品目

（農林水産省からの説明）

マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）

(2) 食品安全モニターからの随時報告について（令和4年4月～令和5年3月分）

(3) その他

4. 出席者

（委員）

山本委員長、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

（説明者）

農林水産省 古川飼料安全・薬事室長

（事務局）

鋤柄事務局長、込山総務課長、紀平評価第一課長、前間評価第二課長、

浜谷情報・勸告広報課長、井上評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1 食品健康影響評価について<マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第899回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第899回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○込山総務課長 資料の確認をいたします。本日、資料は2点ございますが、1点は非公開とさせていただきます。

資料1が動物用医薬品「マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）」に係る農林水産省からの諮問書でございます。資料2が食品安全モニターからの随時報告について、令和4年4月から令和5年3月にいただいたものでございます。

先ほど申し上げたとおり、資料2につきましては、本日は非公開とさせていただきます。本日の委員会終了後、必要な修正を行った後にホームページに掲載いたします。

不足の資料などはございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長 御報告申し上げます。

事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載内容に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、農林水産省から5月17日付で動物用医薬品1品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の古川飼料安全・薬事室長から説明をお願いいたします。

○古川飼料安全・薬事室長 飼料安全・薬事室の古川でございます。当室は、本年4月から飼料等の安全性の確保及び薬事行政を一体として遂行することを目的に、畜水産安全管理課の中に新設されました。引き続き、飼料や動物用医薬品などの安全確保に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

さて、本日、食品健康影響評価をお願いいたしますのは、医薬品医療機器等法に基づく再審査申請のありました動物用医薬品1品目2製剤でございます。

お手元の資料1に沿って御説明いたします。

本製剤は、マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚用の注射剤でございます。製剤名につきましては、マルボシル2%、同10%でございます。

本製品の主成分、用法・用量、効能・効果は、資料を1枚めくっていただいて、次のページの資料に記載のあるとおりでございます。

今回、本製剤に係る再審査申請がございましたため、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

御説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今農林水産省から説明いただいた動物用医薬品「マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求めた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

本動物用医薬品については、今回の諮問に当たり資料が提出されておりますので、同委員会決定1の（2）の規定により、担当の私から、先ほどの農林水産省からの説明及び今回提出された再審査に係る資料に基づき、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかどうかについて確認した結果を説明いたします。

今回新たに提出された本製剤の使用成績に関する資料、安全性に関する資料及び外国における承認状況等に関する資料を見たところ、新たに安全性について懸念されるような知見は認められなかったことから、本製剤の安全性の評価の観点から見て、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないと考えます。

また、本動物用医薬品につきましては、安全性に係る評価の観点と共に、薬剤耐性菌に係る評価の観点の確認も必要と考えます。この点につきましては、今回新たに提出されたJVARMの耐性率及び販売量のデータから、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないと考えます。このため、本動物用医薬品について専門調査会及びワーキン

グループによる調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するという事によろしいでしょうか。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

それでは、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することにしたいと思います。

古川室長、どうもありがとうございました。

○古川飼料安全・薬事室長 ありがとうございます。失礼いたします。

(2) 食品安全モニターからの随時報告について（令和4年4月～令和5年3月分）

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全モニターからの随時報告について（令和4年4月～令和5年3月分）」についてです。

それでは、事務局から報告してください。

○浜谷情報・勧告広報課長 御報告いたします。食品安全委員会では、食品安全委員会モニターから日頃の生活の中で気づいた食品安全に関する課題や問題点について、その都度御報告をいただいています。本日は、令和4年度にいただいた結果について取りまとめましたので、御報告いたします。

1 ページ目を御覧ください。令和4年度1年間に食品安全モニターの方々から延べ38件の御連絡をいただいています。微生物、リスクコミュニケーションがそれぞれ9件、かび毒2件、遺伝子組換え食品及びゲノム編集食品がそれぞれ1件となっています。

そのほか16件となっていますが、その内訳につきましては、市販のお弁当のラベルが通常裏面についているものがあるのですけれども、それを見やすい位置に変えてほしいとか、それから、加工するような製品について、調理前後の栄養成分の変化についても記載してはどうかといった表示に関するもののほか、食品の衛生的な取扱いも含めた食育の推進などの内容がございました。内容につきましては、関係省庁別に見ますと、厚生労働省に関するものが最も多かったです。

次に2ページ目を御覧ください。食品安全モニターから寄せられた提案報告は、施策の参考とするように関係省庁に共有しています。さらに、下段に示しますとおり、これまでにない新たな内容であるとか、重篤で広範囲にわたる健康影響に発展する可能性があるもの、それから、具体的で実現可能性が高いと考えられる提案等が含まれるものという要件に該当すると考えられたものについては、あえて各省庁に回答を求め、その結果を公開することとしています。

令和4年度に寄せられたものの中で、各省庁に回答を求めたのは延べ10件となっております。

ます。その内訳について御紹介をいたします。

まず1つ目としまして、レンジアップで加熱する食肉製品に関する安全性とございますが、これは原料の牛肉をレンジアップすることによって簡単にローストビーフを調理できるというような表示を行っている製品を問題視する報告です。厚生労働省に情報を共有したところ、肉や内臓の加熱調理における衛生上の注意喚起などをホームページやパンフレットなどで行っています。それから、当委員会でもホームページなどによって、食肉によく火を通す必要性について、SNS等で注意喚起を凶ってきたほか、香西委員に御出演いただき、牛肉の低温調理に関するセミナー開催や食肉の加熱の必要性について動画公開をするなどして情報提供を行ってきたところです。

3ページ目を御覧ください。2つ目は鶏の生肉についてです。昨年の7月にラーメン店における鶏肉のレアチャーシューについてメディア等で話題になりました。そういったことを踏まえて、カンピロバクターの食中毒に関する注意喚起を行うべきとの報告になります。こちらにつきましても、牛肉と同様に消費者庁、厚生労働省、農林水産省に情報を共有した上で、各省庁から必要な情報発信を行ってきたと回答する予定です。

それから、5ページ目を御覧ください。5つ目となりますが、アニサキスでございます。近年、食中毒統計でも発生件数が増加しているとされているアニサキスについて、適切なリスク管理を行うべきとの報告です。

情報を共有した厚生労働省、農林水産省では、こちらホームページやSNS等で予防法の紹介等の注意喚起を行っています。当委員会でも、欧州のアニサキス食中毒の状況を調べた結果、我が国と同じく、冷凍して温度と時間を管理して予防対策を打っているとの情報を得ています。さらに、当委員会では現在、リスクプロファイルの更新に着手している旨、回答する予定です。

次に、6ページ目を御覧ください。7つ目となりますが、クロノバクターサカザキでございます。令和4年にアメリカで発生した粉ミルクの不適切な調乳に起因する食中毒事例を挙げつつ、粉ミルクの安全確保に向けた消費者向け啓発を行うべきとの報告です。

7ページ目、8ページ目に回答を記載しておりますが、情報を共有した厚生労働省、農林水産省では、ホームページ等で従来から乳児用調製粉乳の取扱いのガイドラインをウェブ上で公表したり、リスクプロファイルを作成したりして情報提供を行っています。当委員会もこれまで知見の収集のため調査を行い、公開していますが、昨年度行われた企画等専門調査会でも、さらにこうした消費者に対する啓発を強化すべきといった御提言をいただいたことを踏まえまして、改めてQ&Aを作成するなど、情報発信を充実すべく準備を進めているところでございます。近日中に公表できる予定と思っております。

それから、8ページ目を御覧ください。8つ目となりますが、乾燥ヒジキの適切な調理法についてです。ヒジキの調理法について、改めて乾燥ヒジキを水戻しした上で調理に使うよう情報発信すべきとの報告になります。情報を共有した農林水産省では、ホームページやパンフレット等でヒ素低減の情報提供を行っています。当委員会でも、平成25年には

食品中のヒ素に関するリスク評価結果を公表して、その後、Q&Aを作成し、調理時の注意点について科学的な情報を示しつつ、情報提供を行っているという回答の予定です。

次に、9ページ目を御覧ください。9つ目は情報の定義の必要性についてです。こちらは販売事業者の方から情報の範囲について御報告をいただいたものです。その下の10ページに厚生労働省の回答を記載しておりますが、情報を共有した厚生労働省は、令和2年6月に義務化されたHACCPによって保管や販売時における食品事業者自らが取り扱う商品に応じて必要な措置を取ることとなるという回答をもらっています。

最後、10個目になるのですが、マイバグの衛生管理についてです。食品を購入し、マイバグで持ち帰るときの衛生的な取扱いの御提案です。情報を共有した厚生労働省と消費者庁では、食中毒予防の3原則、つけない、ふやさない、やっつけるを踏まえた家庭でできる食中毒予防のポイントに関する啓発を行っているという回答をもらうとともに、消費者庁では特にマイバグの洗浄等について呼びかけているということでした。

以上、各省に回答を求めたものでございます。

11ページ以降になるのですが、これは関係省庁に共有のみした提案、報告について掲載しておりますが、このうち、かぎ括弧で食とあるものについては、当委員会の対応を記載したものでございます。後ほど御覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

私から1点、ちょっと確認しておきたいのですが、6ページの中ほどに食品安全委員会というところがありまして、これはアニサキスに関する回答となる部分ですが、今回のアニサキス食中毒に関しては、欧州の対応を調べると、冷凍ということがあると思うのですが、これに我が国と同じくというふうに書かれておりますが、我が国は冷凍して、それを解凍後、生食用として食べるということに義務づけられてはいなかったと思いますので、御確認いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○浜谷情報・勧告広報課長 御指摘ありがとうございます。原情報を確認し、必要な修正を加えた上で、公表に向けて準備したいと思っております。どうもありがとうございました。

○山本委員長 よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

これは、もしあれば、また実際、委員からの意見というので言っていたらと思うのですが、よく御覧いただければと思います。

○浜谷情報・勧告広報課長 承知いたしました。

○山本委員長 ほかに議事はございませんか。

○込山総務課長 本日は特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、5月30日火曜日14時から開催を予定しております。

また、24日水曜日14時及び15時10分から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が、25日木曜日14時から「微生物・ウイルス専門調査会」が、26日金曜日14時から「有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第899回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。